

○農林水産省令第一号

農林水産省における申請書等の押印方法の簡略化を実施するため、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、土地改良法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年一月十一日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 関谷 勝嗣

土地改良法施行規則等の一部を改正する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第六條 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條様式中「通り」や「とおり」は「通」を省略することができる。

備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 *印の欄には、欧文を併記すること。

第十四條様式中「通り」や「とおり」は「通」を省略することができる。

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第四の二條様式(第四号の二様式(第十條の二圖表))や「第四の二條様式(第十條の二圖表)」は「備考」や「その他参考となる事項」は「通」を省略することができる。

備考 1 氏名を自署する場合においては、有又は無のどちらかを○で明記すること。

2 特定通知の同意の有無については、有又は無のどちらかを○で明記すること。

第十二條様式「通」や「とおり」は「通」を省略することができる。

備考 1 1については、栽培地の位置を示す略図を添付すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第十二條の二條様式中「第十二條の二條様式」や「第十二條の二條様式(第十四條圖表)」は「備考」を省略することができる。

備考 1 栽培施設内の配置図等検査対象植物の所在を明示した資料を添付すること。

2 栽培施設の条件に係る説明資料を添付すること。(前回の栽培地検査時と同じ場合には、その旨を明記して省略することができる。)

3 検査対象植物が、前回の栽培地検査に合格したものをもとに組織培養を行ったものである場合には、合格証明書を添付すること。

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第十二條の三條様式中の「検査」は「検」を省略することができる。3の次に次のように記す。

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第十三條の三條様式(注)は「備考」を省略する。

第十四條様式中「通り」や「とおり」は「通」を省略することができる。

備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 価額は、輸出時の価額を記入すること。

3 栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出品物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。

4 *印の欄には、欧文を併記すること。

第十五号様式中「監理」を「監査」に、「監理」を「監査」に改め、同様式に備考として次のよう
に加える。

備考 平谷や田嶋やが結中をせいでい、基田や成器やがひんたるひひ。
第十六号様式に備考として次のように加える。

備考 平谷や田嶋やが結中をせいでい、基田や成器やがひんたるひひ。
第二十二号の三様式、第二十二号の四様式、第二十二号の九様式及び第二十二号の十四様式に備
考として次のように加える。

備考 平谷や田嶋やが結中をせいでい、基田や成器やがひんたるひひ。
第二十五号様式「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に、「通り」を
「とおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第二十六号様式中「基き」を「基づき」に、「平成 年 月 日付」を「平成 年 月
日付け」に、「通り」を「とおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第二十七号様式中「通り」を「とおり」に、「見込」を「見込み」に、「みずから」を「自ら」に改
め、同様式注意中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第二十七号様式中「注意」を「備考」に改める。
第二十九号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に、「基き」
を「基づき」に、「通り」を「とおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に、「基き」を
「基づき」に、「通り」を「とおり」に改め、同様式注意2中「基いて」を「基づいて」に、「引渡の
場所」を「引渡し場所」に改め、同2を同様式注意3とし、同3の前に次のように加える。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十号様式中「注意」を「備考」に改める。
第三十一号様式中「通り」を「とおり」に改め、同様式注意に次のように加える。

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十一号様式中「注意」を「備考」に改める。
第三十三号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に、「基き」
を「基づき」に、「通り」を「とおり」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十四号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に改め、同
様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十五号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に改め、同
様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
第三十六号様式中「平成 年 月 日付」を「平成 年 月 日付け」に改め、同
様式注意を次のように改める。

備考
1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 備考欄には、借受防除用器具の稼働日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総防除面積、
当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。

2 1 附 則
この省令は、公布の日から施行する。
この省令による改正前の

植物防疫法施行規則

3 成十一年三月三十一日までの間は、(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

4 平成十一年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

5